

豊島区「子どものための禁煙外来治療費助成事業」対象者

次のすべての要件を満たす方

- (1) 登録申請及び助成金交付申請の時点まで継続して本区に住所を有することが住民基本台帳上で証明できる喫煙者でかつ禁煙意思を有する方
- (2) 登録申請時点で書類により妊娠が確認できる方（以下「妊婦」という。）、または妊婦や18歳未満の子どもと同居する喫煙者（原則として住民基本台帳上で同居の確認ができることを要する。）並びに20歳未満喫煙者
- (3) 禁煙外来治療開始前に登録申請を行ない、決定通知を受領した方
- (4) 区長が指定する医療機関のいずれかにおいて禁煙外来治療を受け、医師の指示を遵守し、定められた治療過程を終了した方
- (5) 禁煙外来治療において自己負担額を支払った方
- (6) 禁煙外来治療終了後も将来にわたって禁煙継続の意思を表明する方
- (7) 本事業において助成金の交付を受けたことのない方、また他の助成制度等の対象となっていない方
- (8) 助成金交付後に本区が実施する事後アンケート調査等への協力及び本区が実施する広報活動への協力を同意する方